

# 大阪市大規模小売店舗立地審議会

平成22年3月1日(月)

大阪産業創造館 6階会議室E

開 会 午前10時30分

司会（松田課長代理） ただいまから大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、大変お忙しいところ、当審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます経済局商業振興担当課長代理の松田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

審議会の委員数は9名でございますが、現在、8名の先生方にご出席いただいておりますので、審議会規則第7条第2項の規定により、本審議会が有効であることをご報告させていただきます。

本日の審議会は、大店立地法に基づき届出がありました新設案件2件について審議をお願いいたします。

続きまして、配付資料ですけれども、会議次第1枚と「軽微な延刻等」に係る手続の状況、計2枚を配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

傍聴の皆様には、先にお配りしています注意事項に従い、円滑な審議会の運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定するなど、審議の妨げにならないようご協力をお願い申し上げます。

それでは、加藤会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

加藤会長 おはようございます。朝早くからご苦労さまです。

さっそく審議に入りたいと思いますけれども、本日ご審議いただきたいのは、新設案件2件でございます。議事の進め方としましては、次第に従いまして新設案件2件をお諮りしたいと考えています。

では、最初に議題①の「(仮称)ライフ西天下茶屋店」の新設に関する届出内容等について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局 「(仮称)ライフ西天下茶屋店」の新設について、ご説明をいたします。前方のスクリーンをご覧ください。

本件は、西成区梅南2丁目5番の南海汐見橋線西天下茶屋駅から北へ360mのところにスーパーマーケットを設置するとして届出があったものでございます。

店舗面積合計は1,314㎡で、設置者は株式会社伊藤ショウ、小売業を営む者は株式会社ライフコーポレーションです。

用途地域は準工業地域、平成21年8月24日に届出があり、大規模小売店舗の新設予定日は平成22年4月25日となっております。

前方のスクリーンですが、こちらが現況の写真でございます。店舗周辺の写真といたしまして、店舗北西側からの写真です。そして、店舗南西側からの写真、また敷地内北西側からの写真でございます。店舗敷地内の写真といたしまして、敷地内南東側からの写真でございます。

次に、施設の配置に関する事項についてでございますが、各施設の場所を平面図で説明いたします。

駐車場は、建物2階に47台設置されております。

駐輪場は、建物西側及び南側に自転車85台、自動二輪車5台、合計収容台数90台が設置されております。

荷さばき施設は建物北側に86㎡、廃棄物保管施設は建物北側に設けられ、保管容量は合計19.44㎡でございます。

各施設の一覧は、ご覧のとおりとなっております。

次に、施設の運営方法に関する事項についてでございますが、小売店舗の営業時間は、午前9時から翌午前2時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は、午前8時30分から午前2時30分となっております。

駐車場の自動車出入口は、建物北西側に出入口1カ所が設けられ、左折イン、左折アウトとなっております。前方のスクリーンは、こちらが現況の駐車場出入口周辺の写真でございます。

荷さばきを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時までとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要について申し上げます。

株式会社ライフコーポレーションにおける主として販売する物品は、食料品等でございます。

建物は地上2階建てで、店舗は1,314㎡であり、各階平面図はご覧のとおりでございます。

駐車場における必要駐車台数についてですが、まず当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めると47台となります。これら必要駐車台数に対し、設置台数47台となっております。

また、来客の自動車の来退店経路は、こちらのとおりでございます。

続いて騒音関係でございますが、施設に設置される冷凍機室外機が24時間、空調機室外機、排気ファンの稼働時間は午前8時30分から翌午前2時30分で、発生騒音の予測・評価について、昼間及び夜間の等価騒音レベル並びに夜間の最大値レベルについて、店舗周辺4方向5地点に予測地点を設定し予測した結果、すべてにおいて環境基準値及び規制基準値を満たす結果となっております。

廃棄物関係につきましては、1日当たりの予測排出量、一般廃棄物 0.9m<sup>3</sup>、再生利用対象物 0.4m<sup>3</sup>、合わせて 1.3m<sup>3</sup>に対して、十分な保管容量を確保いたしております。

最後に、本届出に関する大店立地法第7条に基づく住民等説明会、届出書の縦覧及び住民等意見書の状況についてご説明を申し上げます。

住民等説明会は、平成21年10月21日に開催され、平成21年9月4日から本年1月4日までの4カ月間、届出書の縦覧及び意見書の受付を行いましたところ、意見書の提出はなかったところでございます。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認いたしておりますが、特に交通安全や円滑な交通処理及び深夜営業に関して生活環境の保持に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう意見のとりまとめを行っているところでございます。以上で説明を終わります。

加藤会長 事前に委員の先生方からご質問が出ている場合には、お答えいただければと思います。

事務局 先日、委員の皆様方に審議案件の事前説明を行いました際に、内田委員からご質問いただきました点について、設置者の回答をご報告いたします。

1つ目として、「店舗西側道路が退店経路になっていますが、店舗のオープンまでに道路の工事・供用は間に合いますか」という質問があり、道路の事業予定を確認するようご意見をいただきました。

まず、店舗西側道路ですが、この道路は、都市計画道路の「加島天下茶屋線」となっております。店舗北方向にあるなにわ筋は、「大阪府道41号大阪伊丹線」であり、その延長となるため府道となっております。現地確認を行った2月16日現在の周辺状況は、前方スクリーンのとおり、ガードレールが設置され、供用がされておられません。ご指摘の点につきまして、「加島天下茶屋線」の供用開始予定について大阪市建設局へ確認しましたところ、「現

在、供用に向けて工事を行うとともに、大阪府警との協議中であるため、供用予定は未定です」との回答を得ています。

2つ目としまして、「道路の供用が遅れた場合には開店はどうするのですか」という質問がございました。

ご指摘の点につきまして小売業者である株式会社ライフコーポレーションに確認しましたところ、届出では店舗の開店は平成22年4月25日となっておりますが、2月中に基礎工事の着工を行い、8月から9月ごろに完成を予定しており、道路の供用が行われてからの開店を予定しているとの回答を得ています。以上で報告を終わります。

加藤会長 内田委員、いかがですか。

内田委員 はい、結構です。

加藤会長 ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。

内田委員 ちょっと現地の状況だけ確認します。今出ている左側の地図で、⑤のあたりまでは大体ハード的にはできていて、最後の⑥のところを手間取っているようです。だから、いずれ供用されるでしょうが、少し見通しがしづらいというところで心配していたのですが、店舗のほうも実際にできるのは秋ぐらいになるということであれば、それは大丈夫かなと思います。

ただ、ほかの委員の方も事前説明の時に指摘されたとうかがっていますけれども、これだけ延々引っ張り回す退店経路は現実的ではないので、警察協議等々の関係があるでしょうが、中央分離帯がある往復分離の4車線道路で右折させるとか、小学校前の信号交差点をUターンするのはいかがなものかということは当然あるわけです。もっと北側に出せるような方向を、似たような例があれば今後は考えていくほうがよりよいかと感じております。

加藤会長 関連して、どなたかご意見はございますか。東西に通っている道路の間隔は何mぐらいあるんですかね。

内田委員 東西の太い、と言っても実はこのあたりは太くないですが、東西に2本通っていますが、その間隔が七、八百mぐらいでしたでしょうか。五、六百ぐらいでしょうか。1kmは超えていないと思います。ただ、東のほうにずっと延長していくと、松虫と南港通でしょうか。だから、阪和線とかで言うと一駅弱ぐらいの距離になるので。

事務局 おおよそ五、六百mです。

加藤会長 たぶん内田委員がご心配されているのは、こう引っ張ると途中で・・・。

内田委員 当然、横に逃げていきます。そんなもの、全部守らせることは不可能なので。だったら、できるだけ近いところでわかるところで太い道に出したほうが、実態を考えるとよりよくなると思います。ただ、指針からすると、現状としてはやむを得ないというのは、よくわかっているんですけど。

加藤会長 その点、事務局、何かご説明いただけますか。

事務局 設置者から、配慮事項といたしまして、「新聞の折り込みチラシや店舗ホームページに来退店経路を掲載し、経路の周知を図ります」ということであげられておりますので、届出の来退店経路の周知に努めていただくよう、お伝えしたいと思います。

加藤会長 そういう対応策を考えていて、どれだけ徹底できるかということだと思います。

ほかにございませんか。

この案件につきましては、先ほど事務局からご説明がありましたように特に意見書の提出はないということで、ご質問、ご意見をいただきましたが、届出上は法の趣旨に沿って指針を踏まえた内容になっている。よって、当審議会としましては、「当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しない」ものとして取り扱ってまいりたいと思います。

なお、交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、先ほどのご質問の中にもありましたけれども、退店経路についてはホームページ、それから折り込みチラシで周知をされるということなので、それに努めていただくとともに、できるだけそれを徹底するようにしていただきたいということを附帯意見として付けたいと思います。それから、「特に深夜営業については、交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行の防止等においても、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努められたい」等の附帯意見を申し添えたいと思いますが、異論はございませんでしょうか。

それでは、「特に意見を有しない」ものとして扱ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、議題②「〔仮称〕心齋橋S Iビル」の変更に関する届出内容等につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局 「〔仮称〕心齋橋S Iビル」の新設について、ご説明をいたします。前方のスクリーンをご覧ください。

本件は、中央区心齋橋筋1丁目1番1他の地下鉄御堂筋線及び長堀鶴見緑地線心齋橋駅

から8 mのところに商業施設を設置するとして届出があったものでございます。

店舗面積合計は3,250㎡で、設置者はソクラテス特定目的会社、小売業を営む者は未定でございます。

用途地域は商業地域、平成21年9月15日に届出があり、大規模小売店舗の新設予定日は平成22年10月1日となっております。

前方のスクリーンでございますが、こちらが現況の写真でございます。店舗周辺の写真として、建物北側からの写真、また店舗北西側からの写真、建物北東側からの写真でございます。最後に建物南東側からの写真でございます。

次に、施設の配置に関する事項についてでございますが、各施設の場所を平面図でご説明をいたします。

駐車場は、隔地で14台設置されております。

駐輪場は、建物地下1階に自転車25台、廃棄物保管施設の保管容量は、合計11㎡でございます。また、建物1階に自動二輪車2台、荷さばき施設は24㎡となっております。

各施設の一覧は、ご覧のとおりです。

次に、施設の運営方法に関する事項についてですが、小売店舗の営業時間は、午前9時30分から午後10時までとなっております。

来客の駐車場利用時間帯は、午前9時から午後10時30分まででございます。

駐車場の自動車出入口は、南北各々に出入口1カ所が設けられ、左折イン、左折アウトとなっております。

前方スクリーンでございますが、こちらが現況の駐車場出入口周辺の写真でございます。左側は北側出入口への写真、右側は南側出入口への写真でございます。

荷さばきを行うことができる時間帯は、午前6時から午前11時までとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要について申し上げます。

主として販売する物品は、衣料品等でございます。

建物は地上4階建てで、店舗は3,250㎡であり、各階平面図はご覧のとおりとなっております。

駐車場における必要駐車台数についてですが、まず当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めますと、14台となります。これら必要駐車台数に対し、設置台数14台でございます。

また、来客の自動車の来退店経路は、こちらのとおりでございます。

続いて騒音関係でございますが、空調室外機の稼働時間は午前8時30分から午後11時まで、換気扇の稼働時間は午前8時30分から午後11時まで、ただし一部24時間となっております。発生騒音の予測・評価について、昼間及び夜間の等価騒音レベル並びに夜間の最大値レベルについて、店舗周囲4方向4地点に予測地点を設定し予測した結果、すべてにおいて環境基準値及び規制基準値を満たす結果となっております。

廃棄物関係につきまして、1日当たりの予測排出量、一般廃棄物2.18<sup>m</sup><sub>3</sub>、再生利用対象物0.95<sup>m</sup><sub>3</sub>、合わせて3.13<sup>m</sup><sub>3</sub>に対しまして、十分な保管容量を確保いたしております。

最後に、本届出に関する大店立地法第7条に基づく住民等説明会、届出書の縦覧及び住民等意見書の状況についてご説明をいたします。

住民等説明会は、平成21年10月16日に開催され、平成21年10月2日から本年2月2日までの4カ月間、届出書の縦覧及び意見書の受付を行いましたところ、意見書の提出はなかったところでございます。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成する「連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認いたしておりますが、特に交通安全や円滑な交通処理及び深夜営業に関して生活環境の保持に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう地域住民や関係機関と協議・調整をし、生活環境の保持に努めるよう意見のとりまとめを行っているところでございます。以上で説明を終わります。

加藤会長 事前のご質問等はなかったでしょうか。

事務局 こちらのほうも、事前に委員の皆様方に審議案件の説明を行いました際に、内田委員からご質問をいただいておりますので、その点について設置者の回答をご報告させていただきます。

当店舗の駐車場は隔地駐車場14台で届出がされていますが、その隔地駐車場の概要並びに届出台数の確保についてご質問いただきました。

こちらについて設置者に確認しましたところ、まず駐車場の概要についてですが、「One Park心斎橋」という駐車場で、収容台数は245台であり、そのうちの14台が今回の届出台数となっております。また、駐車待ちスペースは、南北出入口ともに6mとなっております。

次に、届出台数の確保についてですが、「こちらの駐車場で届出台数の14台を月極契約により確保し、店舗利用者が利用する計画となっております」との回答を得ています。以上で



報告を終わります。

加藤会長 適切なお質問をいただいている内田委員、いかがですか。よろしいですか。

内田委員 月極ではっきりと確保しているということですね。それが確認できれば結構です。

加藤会長 隔地駐車場等につきましては、いつも議論になるころではありますが、月極できちんと確保せずに「駐車場として確保している」という形で言われる場合もあるわけですが、今回はきちんと確保しているということですね。

ほかにご質問、ご意見、ありませんか。

この案件につきましても特に意見書の提出はなかったということで、委員の皆様からご質問等をいただきましたが、届出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容になっているということで、当審議会としましては、「当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しない」ものとして扱ってまいりたいと考えております。なお、「交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、特に深夜営業については、交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行の防止等においても、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努められたい」等の附帯意見を申し添えたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、「特に意見を有しない」ものとして扱ってまいります。

以上をもちまして、市長から依頼がありました新設2件についての調査審議は終了し、市長に対する意見具申の文書をまとめることとなりますが、いつものことながら文書内容につきましては事務局と私にご一任いただけますか。

では、ご一任いただき、必要な手続を行ってまいりたいと思います。

次に、報告事項としまして「軽微な延刻等」に係る手続状況等について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局「軽微な延刻等」に係る手続について、ご報告させていただきます。

報告事項は3件ございまして、いずれも軽微区分といたしましては営業時間の変更で、変更内容が夜間時間帯（午後9時～午前6時）にかからないものとなっております。

まず、第1点目ですが、店舗名称「ニトリ西成店」。届出事項、閉店時刻及び駐車場利用時間の変更。届出日、平成21年8月4日。変更内容、閉店時刻を午後8時から午後9時へ、駐車場利用時間を午前9時半～午後8時45分を午前9時半～午後9時30分に変更する

ものです。縦覧期間、平成21年8月14日～平成21年12月14日。住民意見なし、本市意見なしとなっております。

次に、店舗名称「ポートタウンショッピングセンター」。届出事項、閉店時刻及び駐車場利用時間の変更。届出日、平成21年8月28日。変更内容、閉店時刻を午後8時から午後9時へ、駐車場利用時間を午前10時～午後8時を午前10時～午後9時へ変更するものです。縦覧期間は、平成21年9月11日～平成22年1月12日。住民意見なし、本市意見なしとなっております。

3件目ですが、店舗名称「梅田阪急ビル」。届出事項、開店時刻の変更。届出日、平成21年9月18日。変更内容、開店時刻を午前9時から午前7時に変更するものです。縦覧期間、平成21年10月2日～平成22年2月2日。住民意見なし、本市意見なしとなっております。以上で報告を終わります。

加藤会長 どうもありがとうございます。いずれも営業時間の変更で、変更内容が深夜時間帯にはかからないため、「軽微な延刻等」ということでご報告いただきました。

特にご質問はありますか。

それでは、これもちまして本日の議事はすべて終了しました。審議会を閉会といたします。ご協力、どうもありがとうございました。

司会 委員の皆様方には、本日、お忙しいところ、まことにありがとうございました。これもちまして審議会を終了させていただきます。

閉 会 午前11時5分